

事務連絡
令和6年4月5日

北海道開発局建設部	地方事業管理官	}	殿
各地方整備局道路部	道路維持課長補佐		
沖縄総合事務局開発建設部	地域道路課長		
	交通対策課長		
	道路建設課長		
	道路管理課長		
	道路局	国道・技術課	課長補佐
		環境安全・防災課	
		道路交通安全対策室	企画専門官

通学路における交通安全の確保の徹底について

令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を受け、「通学路における交通安全の更なる確保について」（令和3年7月9日付、国道国技第106号、国道交安第16号）に基づき実施された通学路における合同点検について、「通学路合同点検の本対策及び暫定的な対策（即効性の高い対策）の進捗状況（令和5年12月末時点）について（共有）」（令和6年4月5日付、事務連絡）により令和5年12月末時点のとりまとめ結果を情報提供しているところであるが、道路管理者による対策必要箇所は、令和6年能登半島地震の影響で集計作業が困難であった石川県、富山県及び新潟県を除き、全国で37,291箇所、うち対策済箇所は31,442箇所、暫定的な安全対策を含む対策済箇所は35,902箇所となっている。

引き続き、残る対策必要箇所における安全対策の取組を加速するとともに、更なる通学路の安全確保に向け、以下の取組を積極的に推進されたい。

なお、貴管内の都道府県・政令市に対し、本事務連絡の内容を周知するとともに、都道府県から管内の市町村（政令市除く）に対し、本事務連絡の内容を周知するようお願いされたい。

記

1. 早期の安全確保に向けた取組について

各道路管理者においては、引き続き、早期の対策完了に向けて計画的に事業を推進するとともに、更なる交通安全の確保に向けて、教育委員会及び学校、警察等の関係機関等と連携し、計画的かつ継続的な取組を積極的に推進されたい。

特に、対策完了までに時間を要する箇所については、通学路交通安全プログラム等の

推進体制の中で関係機関や地域に対して適宜進捗状況を共有しつつ、関係機関が実施するソフト対策も積極的に活用しながら、地域の交通安全を早期に確保する観点から、可能なものから速やかに実施すること。

2. 継続的な取組の実施について

通学路における交通安全の確保については、継続的に各地域の交通環境の変化や通学状況の変化等、地域における新たな実情や課題等を把握したうえで、取組を推進するとともに、定期的な合同点検の実施や対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実等を一連のサイクルとして繰り返し実施する（PDCAサイクル）ことが継続的な安全性の向上のために必要であることから、通学路交通安全プログラム等の推進体制を構築・活用し、計画的かつ継続的に取組を推進すること。

3. 対策必要箇所等の公表について

対策必要箇所等の公表については、児童・保護者や地域住民、関係機関の認識を高め、広く協力を得られること等が期待できることから、可能な限り幅広く公表することが望ましい。については、市区町村等の Web ページや広報誌への掲載など、地域の実情に応じた方法での公表・情報発信に努めるとともに、既に公表されている情報を含め、毎年度等の定期的な更新をするなど、対策必要箇所の状況等を適時適切に公表・情報発信されたい。

なお、防犯上の懸念が生じるなどの理由から、市区町村等の Web ページや広報誌への掲載などにより広く情報の公表・発信が難しい場合などにおいても、公表する情報の内容や公表範囲を限定するなどの方法により、地域の実情に応じて可能な範囲で多くの児童・保護者や地域住民等が対策状況を確認することで、地域の状況に対する認識を高め、広く協力を得られること等により、更なる通学路の交通安全の確保が図られるよう努められたい。

4. 小学校周辺を面的に捉えた交通安全対策の促進について

こどもの安全性を更に高めるべく、小学校周辺のゾーン30内にある通学路に着目し、データを活用して、通学路上の事故、交通規制、自動車走行速度などを分析・評価し、警察や学校、地域などとも連携し「ゾーン30プラス」の導入などの面的な対策を実施されたい。

以上

通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取り組み

- 教育委員会・学校・警察・道路管理者(国、都道府県、市町村)等の関係者で推進体制を構築。
- 各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するため、以下の実施方針を策定する。

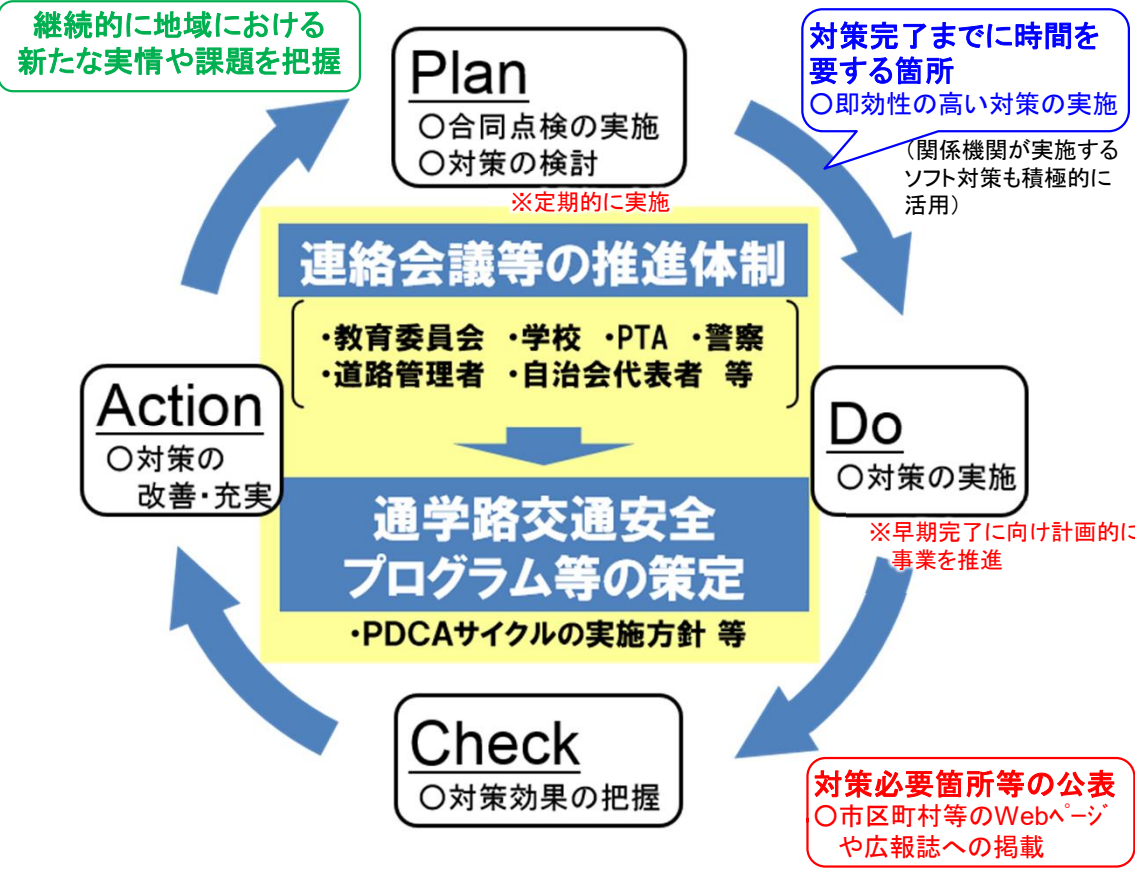
●**合同点検の実施方針**

- ・合同点検の実施時期、合同点検の体制、合同点検の実施方法等

●**通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針**

- ・更なる安全向上を図るため、定期的な合同点検、対策の検討・実施・効果把握、一連のサイクルにより改善・拡充する取組 (※期限はない継続的な取組)

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



【静岡県浜松市の取組例】

PDCAサイクルの年間スケジュールを作成し、関係者が実施・報告すべき内容・時期等を明確化することで、通学路の安全確保に向けた取組を継続的かつ着実に推進中

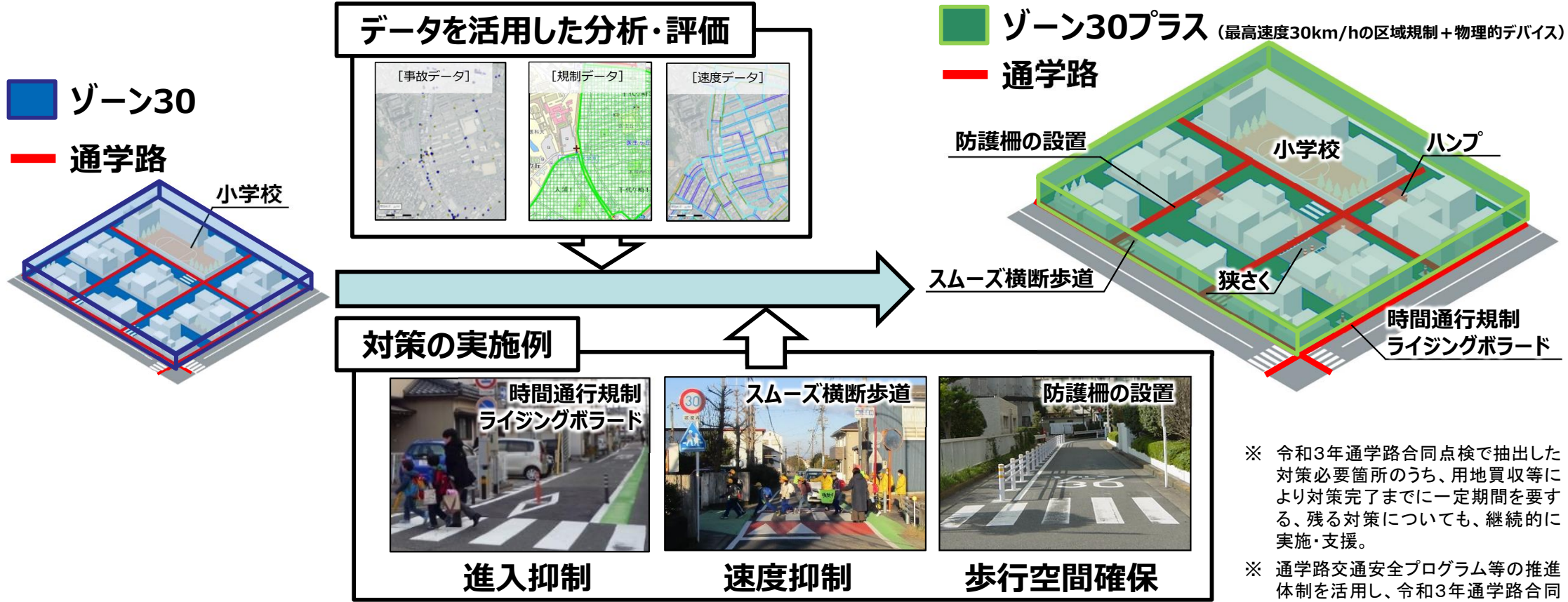


市教育委員会、道路管理者(国、県、市)、警察、学校、PTA等による合同点検を定期的実施

側溝蓋掛けによる歩行空間の確保
連絡会議
対策の報告、効果検証
次年度作業計画策定

令和6年度以降の通学路の交通安全対策

- 文部科学省や警察庁とも継続して連携し、合同点検で抽出した特定の箇所・区間での点・線の対策に加え、小学校周辺を面的に捉えた交通安全対策を促進し、「小学校周辺はこどもの安全が第一」という意識の醸成も図る。
- まずは、既存の「ゾーン30」の内、区域内に小学校を含む箇所を対象に、データを活用して、通学路上の事故、交通規制、自動車走行速度等を分析・評価し、警察や学校、地域などとも連携・協力の上、「ゾーン30プラス」の導入などの面的な対策を実施。



- 令和6年度に、地区内に小学校を含むゾーン30地区からモデル地域を選定し、取組に着手。
- 並行してビッグデータ利活用環境を整備し、全国での展開を加速。

※ 令和3年通学路合同点検で抽出した対策必要箇所のうち、用地買収等により対策完了までに一定期間を要する、残る対策についても、継続的に実施・支援。

※ 通学路交通安全プログラム等の推進体制を活用し、令和3年通学路合同点検で抽出した対策必要箇所以外の危険箇所においても、計画的かつ継続的な交通安全対策を推進。